

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和元年12月18日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1900053号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1900025号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成20年2月1日、喪失年月日を同年7月1日に訂正し、同年2月から同年6月までの標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

平成20年2月1日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間と記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年2月1日から同年7月1日まで

私は、請求期間において、A社に正社員として勤務していたはずであるが、厚生年金保険の記録がない。年金額に反映されなくても良いので、調査の上、請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、請求者から提出された「給与辞令」及びA社の事業主から提出された請求者の「退職届」並びに日本年金機構の回答により、請求者は、請求期間において、同社と常用的な使用関係にあり、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたことが認められる。

また、上記「給与辞令」及びA社の事業主から提出された賃金台帳並びに日本年金機構の回答から判断すると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、47万円であると認められる。

一方、請求者から提出されたA社に係る平成20年2月分から同年4月分までの給与明細書のうち、同年4月分の給与明細書については、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、同社の事業主は、その厚生年金保険料については、請求者との和解金として同年5月分の給与に加算して請求者に返金したと回答しており、同事業主から提出された同社の預金通帳の写しにより、同年8月27日に請求者に振り込まれた同年5月分の給与において、前月分の給与から控除した厚生年金保険料及び健康保険料を返金していることが確認できることから、請求者は、請求期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められないため、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項の規定に該当しておらず、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが

できない。

以上のことから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成 20 年 2 月 1 日、喪失年月日は同年 7 月 1 日であると認められ、同年 2 月から同年 6 月までの標準報酬月額を 47 万円に訂正することが必要である。

なお、平成 20 年 2 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間と記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1900061号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1900024号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年12月
② 平成20年12月

私は、A社から、請求期間①及び②(以下「両請求期間」という。)に係る賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、それらの標準賞与額の記録がないので、調査の上、将来の年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

両請求期間について、A社の事業主は、両請求期間当時の賃金台帳等を保管していないと回答していることから、請求者の両請求期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者は、両請求期間に係る賞与は現金で支給されていた旨陳述しているところ、両請求期間に係る賞与明細書等を所持していないため、両請求期間の賞与の支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

さらに、請求者の両請求期間当時の住所地はB市であったことから、B市に照会したところ、同市の担当者は、請求者の両請求期間に係る課税関係資料は、保存期間経過により保管していない旨陳述している。

このほか、請求者の両請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として両請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。